

漁業法（昭和２７年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和４０年２月１０日徳島県規則第５号）第３条第１項第３号に掲げるなまこ漁業につき、徳島県漁業調整規則第１０条第１項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
１	なまこ漁業	共同漁業権共第５０号の漁場区域	１１月１日から４月３０日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	１	県内に住所を有する者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年９月１２日から同年１０月１２日まで